

技術に関する研究開発の促進、商品の生産又は販売を著しく効率化するための設備の導入の促進、商品の開発、生産、輸送及び販売を統一的に管理する新たな経営管理方法の導入の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
(創業の促進)
第十三条 国は、中小企業の創業、特に女性や青年による中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の充実、創業に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。
(創造的な事業活動の促進)
第十四条 国は、中小企業の創造的な事業活動を促進するため、商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る著しい新規性を有する技術に関する研究開発の促進、創造的な事業活動に必要な人材の確保及び資金の株式又は社債その他の手段による調達を円滑にするための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 中小企業の経営基盤の強化
第十五条 国は、経営方法の改善、技術の向上その他中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経営資源の確保)
第十六条 国は、相当数の中小企業者が事業活動による資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の集積の活性化)
第十七条 国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(労働に関する施策)
第十八条 国は、中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るために必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るため、職業能力の開発及び職業紹介の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(取引の適正化)

第十九条 国は、第一項及び前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業の従事者の就職を容易にすることができるよう必要な考慮を払うものとする。

第四節 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実
第二十条 国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るために、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

(自己資本の充実)

第二十一条 国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。

（海外における事業展開の促進）
第十六条 国は、中小企業者がその事業基盤を国内外に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における事業の展開に関する情報の提供及び研修の充実、海外における事業の展開に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、中小企業に対する海外における研究開発の充実、海外における事業の展開に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、中小企業者が供給する魅力ある商品又は役務に対する海外における関心及び理解の増進に努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)
第十七条 国は、中小企業の情報通信技術の活用の推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供の充実、情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする。
(情報通信技術の活用の推進)
第十八条 国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二十九条 国は、中小企業者以外の者の事業活動による支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、中小企業の経営の安定を図り、及び事業の影響を受け、現に同一の地域又は同一の業種に属する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、中小企業の経営の安定を図り、及び事業の転換を円滑にするための施設その他の必要な施設を講ずるものとする。

第三章 中小企業に関する行政組織
第二十七条 国及び地方公共団体は、中小企業に関する施策を講ずるにつき、相互に協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の効率化に努めるものとする。
第四章 中小企業政策審議会
第三節 経済的・社会的環境の変化への適応の円滑化
第二十四条 国は、貿易構造、原材料の供給事情その他の経済的・社会的環境の著しい変化による影響を受け、現に同一の地域又は同一の業種に属する相大に意見を述べることができる。
第二十五条 国は、中小企業が供給する商品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施設を講ずるものとする。
第五節 設置
第二十六条 国は、中小企業政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。
第六節 所掌事務
第二十七条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。
第二十八条 審議会は、前項に規定する事項に関する経済産業大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
第二十九条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。
第三十条 審議会は、前項に規定する事項に関する経済産業大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
第三十一条 審議会は、前二項に規定するものほか、中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の経営の安定を図るための制度の整備その他の必要な施設を講ずるものとする。
第三十二条 国は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施設を講ずるものとする。
第三十三条 審議会は、前二項に規定するものほか、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百四十五号）、中小中小売商業振興法（昭和四十八年法律第百二号）、中小企業等協同組合法（昭和四十九年法律第百二号）、下請中小企業振興法（昭和五十二年法律第百四十四号）、中小企業振興法（昭和四十八年法律第百二号）、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第百四十五号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）、物資の流通の効率化に関する法律（平成十五年法律第八十号）、中小企業振興法（平成十六年法律第九十八号）及び小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

農政審議会	農林水產省	厚生省	外務省	科学技術庁	経済企画庁
沿岸漁業等振興審議会					
中央心身障害者対策協議会					
統計審議会					
青少年問題審議会					
地域改善対策協議会					
恩給審査会					
(経過措置)					
5 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。	附 則（昭和五八年一二月二日法律第八〇号）抄 (施行期日)	附 則（昭和四八年一〇月一五日法律第八一五号）抄 (施行期日)	1 この法律は、公布の日から施行する。	1 この法律は、公布の日から施行する。	第三十一条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。 (委任規定)
公務員制度審議会	総務庁				第三十二条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。
国民生活安定審議会					第三十三条　委員は、非常勤とする。
放射線審議会					第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、経済産業大臣が任命する。
海外移住審議会					(資料の提出等の要求)
中央心身障害者対策協議会					委員は、前条第一項に規定する事項に関する学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。
農政審議会					

中小企業政策審議会	通商産業省
観光政策審議会	運輸省
雇用審議会	労働省
（施行期日）抄	（施行期日）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第一條 この法律は、この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。
附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄	附 則 (平成一一年三月三一日法律第一八号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略 (別に定める経過措置)	一 略 (別に定める経過措置)
第二条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。	第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。
附 則 (平成一一年一二月三日法律第一四六号) 抄	附 則 (平成一一年一二月三日法律第一二二号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の経過措置)	第一条 この法律は、公布の日から施行する。(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の中小企業者(第一条の規定による改正前の中小企業者を除く。)に対する容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条から第十三条までに規定する再商品化義務に係る同法附則第二条第一項の規定による適用除外措置は、政令で定める。	第二条 第一条の規定による改正後の中小企業者(第一条の規定による改正前の中小企業者を除く。)に対する容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条から第十三条までに規定する再商品化義務に係る同法附則第二条第一項の規定による適用除外措置については、なお従前の例による。
(政令への委任)	
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。	
附 則 (平成一一年一二月二二日法律第	

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五条の規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条及び第三十三条の規定、附則第三十五条中中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第二百六十号)第九百五条の改正規定並びに附則第三十七条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から政令で定める日

附 則 (平成一二年四月一九日法律第四三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年四月九日法律第二六八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百十八号)の施行の日から施行する。(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二二日法律第三五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二二日法律第八附 則 (平成一七年七月二二日法律第八

<p>附 則 (平成一七年七月二六日法律第八 七号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、会社法の施行の日から施行す る。</p>
<p>附 則 (平成一八年四月二六日法律第三 三号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年五月一一日法律第三 九号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年五月一一日法律第四 〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。</p>
<p>附 則 (平成一〇年五月二三日法律第三 八号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。</p>
<p>附 則 (平成一一年四月三〇日法律第二 九号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。</p>
<p>附 則 (平成一一年七月一五日法律第八 〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。</p>
<p>附 則 (平成一五年六月二一日法律第五 七号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 省略する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 省略する。</p>

一 附則第五条の規定 公布の日
 (政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要となる経過措置は、政令で定める。
 (検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年一二月一一日法律第九八号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九四号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二八年六月三日法律第五八号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年六月一九日法律第五八号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和六年五月一五日法律第二三号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。